

第2回 2学会合併・資格制度WG 議事録

2023.6.23 修正

日 時 : 2023 年 6 月 22 日(木) 18:30~19:10 場所:WEB(Zoom)会議	記 錄: 鈴木信哉
<出席者> 専門医部会 : 鈴木信哉、三浦邦久、 専門技師部会: 中島正一、折原和広、右田平八、松田健太郎 オブザーバー: 四ノ宮成祥、柳下和慶	<欠席者> 専門医部会 : 奥寺 敬、土居 浩、 和田孝次郎 専門技師部会: 瀧吉進也、春田良雄

—順不同・敬称略—

—順不同・敬称略—

1 専門医資格制度について

(1) 専門医の新制度における資格申請条件について

前回の会議で検討された「(2) 高気圧酸素治療と患者急変時に必要な手技*ができること.」については、一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域の医学会の認定医ないし専門医であることが本学会の定める専門医申請資格条件であること、及び医師臨床研修指導ガイドライン(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03924.html)が整備されてきていて、初期救急対応として緊急性の高い病態を有する患者の状態や緊急度を速やかに把握・診断し必要時には応急処置や院内外の専門部門と連携ができるという到達目標をもって ACLS など初期研修が実施されている現状から、「患者急変時に必要な手技の能力」について本学会の専門医申請要件として盛り込まないこととした。

(2) 専門医の更新条件について

地方会出席単位を現行の4単位から8単位として、総合計30単位以上を取得することとした。

(3) 合併に際しての以下の基本的な合意事項については制度規則の補則に盛り込むこととした。

①専門資格はそのまま無条件で移行する。

②合併後の初回更新時は旧制度の必要単位等の条件で更新審査を行う。

③その次の更新からは合併後の新制度基準で更新審査を行う。

④合併後に新規に専門医、専門技師を申請する場合は、合併後最初から新制度の条件で審査する。

(4) 合併後の学会が定める関連学会は以下の 2 つにまとめた。

①一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域の医学会

②全国レベルの学会(地方会を含む)及び外国での高気圧医学に関する学会

(5) 専門医認定申請の資格条件として「別に定める関連学会(別表 1)の認定医ないし専門医であること」を「一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域の医学会の認定医ないし専門医であること」とした。

2 専門技師資格制度について

専門技師部会から以下5項目の検討結果が提出された。

(1) 専門資格の名称

新学会の発足に合わせ全く新しい名称が望ましいとされた。専門医制度案を踏襲した名称案とした。

【新学会名称+専門技師】

(2) 新制度における資格申請条件

① 申請時において引き続き 2 年以上本会会員であり、且つ臨床工学技士又は看護師もしくは准看護師であること。

② 臨床工学技士又は看護師においては 2 年以上の臨床経験を有し、准看護師においては 3 年以上の臨床経験を有すること。

③ 医師の指示のもと適正な高気圧酸素治療の施行に必要な知識と経験を有すること。

④ 高気圧酸素治療装置を有する医療施設において、2 年以上の高気圧酸素治療の臨床経験(実務経験)を有すること。

⑤ 2 年間で 10 症例以上の経験を有すること。

⑥ 本会が定める教育集会の基礎編と臨床編を申請前の 3 年以内に受講していること。

⑦ ③の適正な高気圧酸素治療の施行に必要な知識について試験を行い評価する。

(3) 新制度資格更新条件(合併後の初回は旧更新制度適応。以下は2回目から適応)

新制度の有効期間は 5 年として、専門医制度と同期間とした。また更新要件には、学会出席の条件を加えた。

① 有効期間は交付の日から 5 年とする。

② 学術総会出席 1 回以上、もしくは地方会出席1回以上を含め、総合計 28 単位以上を取得していかなければならない。なお単位の配点は、専門技師制度施行細則の定めにしたがう。

(4) 臨床高気圧酸素治療装置操作技師の合併後初回更新条件

現在の更新条件は『認定技師取得後 5 年間における日本臨床高気圧酸素・潜水医学会が指定する教育プログラムに出席』となる。ここに示された教育プログラムを『日本高気圧環境・潜水医学会教育集会(基礎編および臨床編)』として定める。

① 本会会員であること。

② 更新時において日本高気圧環境・潜水医学会の教育集会(基礎編および臨床編とともに)を受講していること。

(5) JACHOD 非会員で臨床高気圧酸素治療装置操作技師の入会に関する特例

JACHOD 非会員で臨床高気圧酸素治療装置操作技師資格保有者は、合併時に入会することを原則とする。合併時に入会しなかつた場合は1年間の猶予期間(2024/4/1~2025/3/31)を設けて入会の意思確認を行う。猶予期間中は資格停止とし、猶予期間内に入会確認ができたら停止解除、猶予期間中の入会確認ができない場合は、猶予期間満了をもって失効とする。

以上の専門技師部会の検討結果について資格制度WGで話し合い、第5項は削除として、合併に際しての基本的な合意事項については専門医制度規則と同様に専門技師制度規則の補則に盛り込むこととし、以下の但し書きを記載することとした。

- ・一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会と一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会が合併した後の初回認定更新時は、各々の旧所属学会における認定制度の必要単位等の条件で更新審査を行い、その次の更新からは本規則に定める基準で更新審査を行う。但し、一般社団法人日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の臨床高気圧酸素治療装置操作技師の更新条件として定められている『認定技師取得後5年間における日本臨床高気圧酸素・潜水医学会が指定する教育プログラムに出席』については、日本高気圧環境・潜水医学会もしくは《新学会名》が開催する教育集会（基礎編及び臨床編）が相当する。
- ・一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の非会員で臨床高気圧酸素治療装置操作技師の資格保有者は、合併後可及的速やかに入会することを推奨し、合併後の初回更新時には会員でなければならない。

3 第2回会議で検討した専門医制度規則(案)と専門技師制度規則(案)について、追加の修正等があればWG座長の鈴木までメールをいただき修正を加えWG案として、JSHUM 及び JACHOD で検討いただくほか、今度の第22回関東地方会で紹介する。